

第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A－1 無線局の予備免許を受けた者から電波法第8条（予備免許）第1項第1号の工事落成の期限（その期限の延長があったときは、その期限）の経過後2週間以内に工事が落成した旨の届出がないときは、総務大臣はどうしなければならないか。電波法（第11条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 直ちに、工事が落成した旨の届出をするように指示しなければならない。
- 2 工事落成の期限の延長の申請をするよう指示しなければならない。
- 3 総務大臣の指定する期日に電波法第10条（落成後の検査）の検査を実施する旨通知しなければならない。
- 4 その無線局の免許を拒否しなければならない。

A－2 次の記述は、無線局に関する情報の提供について述べたものである。電波法（第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、 A 場合その他総務省令で定める場合に必要とされる B に関する調査又は電波法第27条の12（特定基地局の開設指針）第2項第5号に規定する終了促進措置を行おうとする者の求めに応じ、当該調査又は当該終了促進措置を行うために必要な限度において、当該者に対し、 C その他の無線局に関する事項に係る情報であつて総務省令で定めるものを提供することができる。

A	B	C
1 自己の無線局の開設又は周波数の変更をする	電波の利用状況	免許の有効期間
2 電波の能率的な利用に関する研究を行う	混信若しくはふくそう	免許の有効期間
3 自己の無線局の開設又は周波数の変更をする	混信若しくはふくそう	無線局の無線設備の工事設計
4 電波の能率的な利用に関する研究を行う	電波の利用状況	無線局の無線設備の工事設計

A－3 次の記述は、船舶局の開設の手続について述べたものである。電波法（第6条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

船舶局の A に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

(1) 目的 (2) 開設を必要とする理由 (3) 通信の相手方及び通信事項 (4) 無線設備の設置場所

(5) B 及び空中線電力 (6) 希望する運用許容時間

(7) 無線設備（注）の工事設計及び C

(8) 運用開始の予定期日 (9) 船舶の所有者、用途、総トン数等その船舶に関する事項

注 無線設備には、電波法第30条（安全施設）及び第32条（計器及び予備品の備付け）の規定により備え付けなければならない設備を含む。

A	B	C
1 免許を受けようとする者は、申請書	電波の型式並びに希望する周波数の範囲	工事落成の予定期日
2 免許を受けようとする者は、申請書	電波の型式、周波数	工事着手の予定期日
3 開設の届出をしようとする者は、届書	電波の型式、周波数	工事落成の予定期日
4 開設の届出をしようとする者は、届書	電波の型式並びに希望する周波数の範囲	工事着手の予定期日

A－4 次に掲げる無線設備の機器のうち、電波法第33条（義務船舶局の無線設備の機器）の規定により義務船舶局の無線設備に備えなければならない「遭難自動通報設備の機器」に該当するものはどれか。電波法施行規則（第28条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 双方向無線電話
- 2 船舶保安警報装置
- 3 船舶自動識別装置
- 4 捜索救助用レーダートランスポンダ

A－5 船舶に設置する無線航行のためのレーダーの条件に関する次の記述のうち、無線設備規則（第48条）の規定に照らし、この規定に適合しないものはどれか。下の**1**から**5**までのうちから一つ選べ。

- 1 その船舶の無線設備、羅針儀その他の設備であって重要なものの機能に障害を与え、又は他の設備によってその運用が妨げられるおそれのないように設置されるものであること。
- 2 指示器は、表示面における不要の表示であって雨雪によるもの、海面によるもの及び他のレーダーによるものを減少させる装置を有すること。
- 3 5分以内に完全に動作するものであり、かつ、20秒以内に完全に動作することができる状態にあらかじめしておくことができること。
- 4 指示器は、船首方向を表示することができること（極座標による表示方式のものの場合に限る。）。
- 5 指示器の表示面に近接した位置において電源の開閉その他の操作ができるものであり、当該指示器の操作をするためのつまみ類は、容易に見分けがついて使用しやすいものであること。

A－6 次の記述は、海上移動業務及び海上移動衛星業務の無線局の無線設備の操作について述べたものである。電波法（第39条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

① 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（義務船舶局等（注1）の無線設備であって総務省令で定めるものの操作については、電波法第48条の2第1項の船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者。以下同じ。）以外の者は、無線局の **A**（以下「主任無線従事者」という。）として選任された者であって③によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（注2）を行ってはならない。ただし、**B** 無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

注1 義務船舶局等とは、義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。
2 簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。

② **C** の操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、①の本文にかかわらず、電波法第40条の定めるところにより、無線従事者でなければ行ってはならない。
③ 無線局の免許人は、①の主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

A	B	C
1 無線設備の操作及び運用を行う者	船舶が航行中であるため	無線電信
2 無線設備の操作及び運用を行う者	船舶の運航計画の変更のため	モールス符号を送り、又は受ける無線電信
3 無線設備の操作の監督を行う者	船舶の運航計画の変更のため	無線電信
4 無線設備の操作の監督を行う者	船舶が航行中であるため	モールス符号を送り、又は受ける無線電信

A－7 無線通信の原則に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**5**までのうちから一つ選べ。

- 1 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- 2 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 3 無線通信は、迅速に行うものとし、できる限り短時間に終了させなければならない。
- 4 無線通信は正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。
- 5 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。

A－8 無線局が無線電話通信において自局に対する呼出しであることが確実に呼出しを受信したときにとるべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第26条、第14条及び第18条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1 応答事項のうち「こちらは」及び自局の呼出名称を送信して応答しなければならない。
- 2 その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。
- 3 応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「貴局名は、何ですか」の語を使用して直ちに応答しなければならない。
- 4 応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して直ちに応答しなければならない。

A－9 次の記述は、海上移動業務における無線電話通信による試験電波の発射について述べたものである。無線局運用規則（第39条、第14条及び第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする **A** によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、次の(1)から(3)までの事項を順次送信し、更に1分間聴守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、**B** の連続及び自局の呼出名称1回を送信しなければならない。この場合において、**B** の連続及び自局の呼出名称の送信は、10秒間を超えてはならない。
- (1) ただいま試験中 3回
(2) こちらは 1回
(3) 自局の呼出名称 3回
- ② ①の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聴守を行い、**C** を確かめなければならない。

A	B	C
1 電波の周波数及びその他必要と認める周波数	本日は晴天なり	他の無線局から停止の要求がないかどうか
2 電波の周波数及びその他必要と認める周波数	試験電波発射中	他の無線局の通信に混信を与えないこと
3 電波の周波数	本日は晴天なり	他の無線局の通信に混信を与えないこと
4 電波の周波数	試験電波発射中	他の無線局から停止の要求がないかどうか

A－10 遭難通報等を受信した海岸局及び船舶局のとるべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第81条の7）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局は、遭難通報を受信した場合において、その船舶が救助を行うことができず、かつ、その遭難通報に対し他のいずれの無線局も応答しないときは、遭難通報を送信しなければならない。
- 2 海岸局は、遭難通報、携帯用位置指示無線標識の通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、搜索救助用レーダートランスポンダの通報、搜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、遅滞なく、これを遭難に係る船舶を運行する者に通知しなければならない。
- 3 船舶局は、遭難通報、携帯用位置指示無線標識の通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、搜索救助用レーダートランスポンダの通報、搜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない。
- 4 海岸局は、遭難呼出しを受信した周波数で聴守を行った場合であって、その聴守において、遭難通報を受信し、かつ、遭難している船舶又は航空機が自局の付近にあることが明らかであるときは、直ちにその遭難通報に対して応答しなければならない。

A－11 次の記述は、海上移動業務における他の無線局の遭難警報の中継の送信等について述べたものである。無線局運用規則（第78条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶又は航空機が遭難していることを知った船舶局、船舶地球局、海岸局又は海岸地球局は、次の(1)及び(2)に掲げる場合には、遭難警報の中継又は遭難通報を送信しなければならない。
- (1) 遭難している船舶の船舶局、遭難している船舶の船舶地球局、遭難している航空機の航空機局又は遭難している航空機の航空機地球局が **A** 遭難警報又は遭難通報を送信することができないとき。
- (2) 船舶、海岸局又は海岸地球局の **B** が救助につき更に遭難警報の中継又は遭難通報を送信する必要があると認めたとき。
- ② 無線局運用規則第83条第2項から第4項までの規定により **C** 無線局は、遭難した船舶の救助につき遭難警報の中継又は遭難通報を送信する必要があると認めたときは、その送信をしなければならない。

A	B	C
1 自ら	責任者	宰領を行う
2 自ら	責任者又は無線従事者	遭難警報に応答した
3 国際遭難周波数の電波で	責任者	遭難警報に応答した
4 国際遭難周波数の電波で	責任者又は無線従事者	宰領を行う

A－12 次の記述は、海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信において使用する電波について述べたものである。無線局運用規則（第70条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信は、次の(1)から(3)までに掲げる場合にあっては、それぞれ(1)から(3)までに掲げる電波を使用して行うものとする。ただし、A を行う場合であって、これらの周波数を使用することができないか又は使用することが不適當であるときは、この限りでない。

- (1) デジタル選択呼出装置を使用する場合
F1B電波 B、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz若しくは16,804.5kHz又はF2B電波156.525MHz
- (2) デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合
J3E電波 C、4,125kHz、6,215kHz、8,291kHz、12,290kHz若しくは16,420kHz又はF3E電波156.8MHz
- (3) 無線電話を使用する場合（(2)に掲げる場合を除く。）
A3E電波27,524kHz若しくはF3E電波156.8MHz又は通常使用する呼出電波

	A	B	C
1	遭難通信又は緊急通信	2,187.5kHz	2,177kHz
2	遭難通信又は緊急通信	2,174.5kHz	2,182kHz
3	遭難通信	2,174.5kHz	2,177kHz
4	遭難通信	2,187.5kHz	2,182kHz

A－13 総務大臣が無線局の免許を取り消さなければならないときに関する次の記述のうち、電波法（第75条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人が正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き6月以上休止したとき。
- 2 免許人が電波法又は放送法に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するに至ったとき。
- 3 免許人が電波法第5条（欠格事由）第1項、第2項及び第4項の規定により無線局の免許を受けることができない者となったとき。
- 4 免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したことにより、3月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じられ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限された場合において、これらの命令又は制限に従わないとき。
- 5 免許人が、不正な手段により無線局の免許若しくは電波法第17条（変更等の許可）の許可を受け、又は同法第19条（申請による周波数等の変更）の規定による指定の変更を行わせたとき。

A－14 免許人は、無線局の検査の結果について総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受け相当な措置をしたときは、どうしなければならないか。電波法施行規則（第39条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 指示を受けた事項について相当な措置をした旨を検査職員に届け出て、その検査職員の確認を受けなければならない。
- 2 指示を受けた事項について行った相当な措置の内容を速やかに総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。
- 3 指示を受けた事項について相当な措置をした旨を総務大臣又は総合通信局長に届け出て、再度検査を受けなければならない。
- 4 指示を受けた事項について行った相当な措置の内容を無線業務日誌に記載しなければならない。

A－15 次の記述は、海上移動業務の無線局の定期検査（電波法第73条第1項の検査をいう。）について述べたものである。電波法（第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから、一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、 **A** 、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局（総務省令で定めるものを除く。）に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件及び船舶局無線従事者証明の要件に係るものを含む。）及び **B** 並びに時計及び書類（以下「無線設備等」という。）を検査させる。
- ② ①の検査は、当該無線局についてその検査を①の総務省令で定める時期に行う必要がないと認める場合及び当該無線局のある船舶が当該時期に外国地間を航行中の場合においては、①にかかわらず、その時期を延期し、又は省略することができる。
- ③ ①の検査は、当該無線局（人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるものを除く。）の免許人から、①により総務大臣が通知した **C** までに、当該無線局の無線設備等について登録検査等事業者（注）が、総務省令で定めるところにより、当該登録に係る検査を行い、当該無線局の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格（主任無線従事者の要件及び船舶局無線従事者証明の要件に係るものを含む。）及び **B** 並びに時計及び書類が電波法の関係規定にそれぞれ違反していない旨を記載した証明書の提出があったときは、①にかかわらず、省略することができる。

注 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者（無線設備等の点検の事業のみを行う者を除く。）をいう。

A	B	C
1 総務省令で定める時期ごとに	員数	期日の1月前
2 毎年1回	員数	期日の2週間前
3 毎年1回	員数（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。）	期日の1月前
4 総務省令で定める時期ごとに	員数（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。）	期日の2週間前

A－16 無線局の運用に関する次の事項のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、国際航海に従事する船舶の義務船舶局の無線業務日誌に記載しなければならない事項に該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置の内容
- 2 無線局運用規則第6条に規定する義務船舶局等の無線設備の機能試験及び同規則第7条に規定する双方向無線電話の機能試験を行ったときは、その結果の詳細
- 3 外国において、当該外国の主管庁の検査を受けたときは、その事実及び概要並びに当該検査において指示を受けたときは、その指示に対する措置の概要
- 4 通信のたびごとに、遭難通信、緊急通信及び安全通信の概要（遭難通信については、その全文）並びにこれに対する措置の内容

A－17 無線局からの混信の防止に関する次の記述のうち、無線通信規則（第15条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 混信を避けるために、送信局の無線設備及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の無線設備は、特に注意して選定しなければならない。
- 2 混信を避けるために、不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、指向性のアンテナの利点をできる限り利用して、最小にしなければならない。
- 3 送信局は、業務を満足に行うため必要な最小限の電力で輻射しなければならない。
- 4 すべての局は、不要な伝送、過剰な信号の伝送、虚偽の若しくはまぎらわしい信号の伝送又は識別表示のない信号の伝送を禁止する（無線通信規則第19条（局の識別）に定める場合を除く。）。

A－18 次の記述は、遭難警報等について述べたものである。無線通信規則（第32条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 遭難警報又は遭難呼出しの送信は、移動体又は人が重大で急迫な **A** 、かつ即時の救助を求めていることを示す。
- ② 船舶から船舶向けの遭難警報は、遭難船舶の付近にいる他の船舶に警報するために使用するものであり、VHF及びMFの周波数帯における **B** の使用を基本とする。さらに、HFの周波数帯を使用することができる。
- ③ 遭難警報又は遭難呼出しを受信した船舶局又は船舶地球局は、できる限り速やかに、 **C** にその遭難警報の内容を通報しなければならない。

A	B	C
1 危険にさらされており	直接印刷電信	船舶の指揮者又は責任者及び救助調整本部
2 危険にさらされており	デジタル選択呼出し	船舶の指揮者又は責任者
3 危険にさらされており、又はさらされるおそれがあり	デジタル選択呼出し	船舶の指揮者又は責任者及び救助調整本部
4 危険にさらされており、又はさらされるおそれがあり	直接印刷電信	船舶の指揮者又は責任者

A－19 次の記述は、有害な混信について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第45条及び附属書）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① すべての局は、その目的のいかんを問わず、他の構成国、認められた事業体その他正当に許可を得て、かつ、無線通信規則に従って無線通信業務を行う事業体の **A** に有害な混信を生じさせないように設置し及び運用しなければならない。
- ② 各構成国は、認められた事業体その他正当に許可を得て無線通信業務を行う事業体に①を遵守させることを約束する。
- ③ 構成国は、また、すべての種類の電気機器及び電気設備の運用が①の **A** に有害な混信を生じさせることを防ぐため、実行可能な措置を執ることの必要性を認める。
- ④ 「有害な混信」とは、無線航行業務その他の **B** の運用を妨害し、又は無線通信規則に従って行う無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え、若しくは **C** をいう。

A	B	C
1 国際電気通信業務	安全業務	これに対する許容し得る混信のレベルを超える混信
2 国際電気通信業務	無線通信業務	これを反覆的に中断し若しくは妨害する混信
3 無線通信又は無線業務	安全業務	これを反覆的に中断し若しくは妨害する混信
4 無線通信又は無線業務	無線通信業務	これに対する許容し得る混信のレベルを超える混信

A－20 次の記述は、無線周波数スペクトルの使用等について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第44条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

構成国は、使用する周波数の数及びスペクトル幅を、必要な業務の運用を十分に確保するために **A** よう努める。このため、構成国は、改良された最新の技術をできる限り速やかに適用するよう努める。

構成国は、無線通信のための周波数帯の使用に当たっては、無線周波数及び関連する軌道（対地静止衛星軌道を含む。）が有限な天然資源であることに留意するものとし、また、これらを各国又はその集団が公平に使用することができるように、 **B** の特別な必要性及び特定の国の地理的事情を考慮して、 **C** に従って合理的、効果的かつ経済的に使用しなければならないことに留意する。

A	B	C
1 余裕をもって使用する	先進国	無線通信規則
2 余裕をもって使用する	開発途上国	国際電気通信連合条約
3 欠くことができない最小限度にとどめる	開発途上国	無線通信規則
4 欠くことができない最小限度にとどめる	先進国	国際電気通信連合条約

B－1 無線局の免許の申請の審査に関する次の事項のうち、電波法（第7条）の規定に照らし、総務大臣が海上移動業務の無線局の免許の申請書を受理し、その審査をする際に、審査する事項に該当するものを**1**、これに該当しないものを**2**として解答せよ。

- ア 周波数の割当てが可能であること。
- イ その無線局を運用するに足る技術的能力があること。
- ウ その無線局の業務を維持するに足る経理的基礎があること。
- エ 工事設計が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合すること。
- オ 総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。

B－2 次の記述は、第二級総合無線通信士の資格の無線従事者が行うことのできる無線設備の操作の範囲について述べたものである。電波法施行令（第3条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の**1**から**10**までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

第二級総合無線通信士の資格の無線従事者が行うことのできる無線設備の操作の範囲は、次のとおりである。

- ① 無線設備の国内通信のための通信操作
- ② ア 、航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局の無線設備の国際通信のための通信操作
- ③ 移動局（②に掲げるものを除く。）及び航空機のための無線航行局の無線設備の国際通信のための通信操作（電気通信業務の通信のための通信操作を除く。）
- ④ 漁船に施設する無線設備（船舶地球局の無線設備を除く。）の イ のための通信操作
- ⑤ 東は東経175度、西は東経94度、南は南緯11度、北は北緯63度の線によって囲まれた区域内における船舶（漁船を除く。）に施設する無線設備（船舶地球局の無線設備を除く。）の イ のための通信操作
- ⑥ 船舶に施設する空中線電力 ウ 以下の無線設備の技術操作
- ⑦ 航空機に施設する無線設備の技術操作
- ⑧ レーダー（⑥及び⑦に掲げるものを除く。）の エ
- ⑨ ⑥から⑧までに掲げる無線設備以外の無線設備（ オ の無線設備を除く。）で空中線電力250ワット以下のものの技術操作
- ⑩ ①から⑨までに掲げる事項のほか電波法施行令第3条（操作及び監督の範囲）に定める事項

- | | | |
|--------------------------------|-----------------------|-------------------------|
| 1 海岸地球局、船舶地球局 | 2 船舶地球局 | 3 国際電気通信業務の通信 |
| 4 国際通信（国際電気通信業務の通信を除く。） | 5 500ワット | 6 2キロワット |
| 7 技術操作 | 8 外部の調整部分の技術操作 | 9 基幹放送局 |
| | | 10 基幹放送局及び特別業務の局 |

B－3 船舶局の運用に関する次の事項のうち、電波法（第62条）の規定に照らし、これらの規定に適合するものを**1**、適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、電波法第52条（目的外使用の禁止等）各号に掲げる通信を行うとき、その他総務省令で定める場合（無線通信によらなければ他に陸上との連絡手段がない場合であって、急を要する通報を海岸局に送信する場合等のことをいう。）は、この限りでない。
- イ 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために必要な措置をとることを求めることができる。
- ウ 船舶局は、他の船舶局と通信を行う場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、当該他の船舶局に対して周波数の変更を命ずることができる。
- エ 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- オ 船舶局は、海岸局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している海岸局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。

B－4 次の記述は、海上移動業務における無線電話通信の一般通信方法について述べたものである。無線局運用規則（第16条、第20条から第23条まで、第14条、第18条及び第58条の11）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 無線電話通信における通報の送信は、 ア 行わなければならない。
 - ② 呼出しは、順次送信する次の(1)から(3)までに掲げる事項によって行うものとする。
(1) 相手局の呼出名称 3回以下 (2) こちらは 1回 (3) 自局の呼出名称 3回以下
 - ③ 呼出しは、 イ を置いて2回反復することができる。呼出しを反復しても応答がないときは、少なくとも3分間の間隔を置かなければ、呼出しを再開してはならない。
 - ④ 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、 ウ ならない。
 エ のための電波の発射についても同様とする。
 - ⑤ 無線局は、自局に対する呼出しを受信したときは、 オ しなければならない。応答は、順次送信する次の(1)から(3)までに掲げる事項によって行うものとする。
(1) 相手局の呼出名称 3回以下 (2) こちらは 1回 (3) 自局の呼出名称 3回以下
- 1 語辞を区切り、かつ、明りょうに発音して

3 2分間の間隔

5 直ちにその呼出しを中止しなければ

7 通報の送信

9 支障がない限り、速やかに応答

2 できる限り簡潔に、かつ、短い時間で

4 1分間以上の間隔

6 空中線電力を低減して呼出しを行わなければ

8 無線設備の機器の試験又は調整

10 直ちに応答

B－5 次の記述は、海上移動業務における遭難呼出し及び遭難通報について述べたものである。無線局運用規則（第76条及び第77条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 遭難呼出しは、特定の無線局に ア 。
 - ② 遭難呼出しを行った無線局は、 イ 、遭難通報を送信しなければならない。
 - ③ 遭難通報は、無線電話により次の事項を順次送信して行うものとする。
(1) 「 ウ 」又は「遭難」
(2) 遭難した エ
(3) 遭難した船舶又は航空機の位置、遭難の オ 及び状況並びに必要とする救助の種類その他救助のため必要な事項
 - ④ ③の(3)の位置は、原則として経度及び緯度をもって表すものとする。ただし、著名な地理上の地点からの真方位及び海里で示す距離によって表すことができる。
- 1 あてなければならない

4 その遭難呼出しに対して応答があったときは、できる限り速やかに

5 メーデー

8 船舶又は航空機の名称又は識別

2 あててはならない

6 ディストレス

9 種類

3 できる限り速やかにその遭難呼出しに続いて

7 船舶又は航空機の所有者又は運行者

10 時刻